

三重 DMAT・SCU 連絡協議会について

三重 DMAT・SCU 連絡協議会は、三重 DMAT や SCU の運用、活動の検証及び研修のあり方等について協議を行うため、平成 23 年 3 月に設置されましたが、以下の課題に対応するため、体制等について見直しを行いました。

- ①訓練等の報告を行う場となっており、三重 DMAT の運用や訓練・研修等について構成員が協議する場となっていない。
- ②会長の選出方法や役員などの規定が設置要綱に定められていない。

1. 見直し内容

- ・上記の課題を踏まえ、平成 30 年 7 月 27 日開催した三重 DMAT・SCU 連絡協議会において以下の見直しを行い、設置要綱についても改正しました。

(1) 協議の場としての協議会の活性化

- ①現場発の課題について、協議ができる場とする。
(例：DMAT の派遣をする場合の具体的手順や派遣順の検討 等)
- ②協議を効率的・効果的に実施できるよう、部会の設置を可能とする。
(例：〇〇訓練作業部会、〇〇研修企画部会の設置 等)

(2) 協議会の体制整備

- ①会長や副会長、世話人の設置とその選出方法及び任期の明確化
- ②会務を運営する世話人会の設置
- ③災害医療支援病院及び県内保健所の構成員への追加

↓

※会長には、谷口健太郎先生（松阪市民病院）、副会長には信岡祐先生（三重中央医療センター）が選出されました。

2. 作業部会の設置

- ・協議を効率的・効果的に実施できるよう、以下の部会の設置を決定しました。

(1) 三重 DMAT 訓練企画作業部会

【目的】

- ・三重 DMAT 訓練、中部ブロック DMAT 実動訓練（H32 年度に三重県で開催予定）等の訓練全般に対する企画、運営を行う。

【活動状況】

- ・ 4病院7人の部会員により、10月28日に実施した平成30年度三重DMAT訓練の企画、運営を行いました。
- ・ 平成31年度三重DMAT訓練や平成32年度に本県で開催予定の中部ブロックDMAT実動訓練に向けて、訓練の企画等を検討していきます。

(2) 三重DMATロジスティック研修等企画作業部会

【目的】

- ・ 三重DMATの業務調整員（ロジ）の能力・技能のさらなる向上を図るため、研修・訓練等の企画、運営を行う。

【活動状況】

- ・ 12月13日に「災害時における通信機器の使用について」をテーマに三重ロジスティック勉強会を企画・開催し、9病院19名のDMAT業務調整員が参加しました。
- ・ 引き続き、研修の企画等を行っていきます。また、将来的にはDMAT業務調整員だけでなく、行政関係者も研修等に参加しロジスティック力向上を図っていきます。

(3) 災害時三重DMAT活動要領策定作業部会

【目的】

- ・ 大規模災害時や局所災害時において、DMAT派遣をする場合の具体的手順や派遣順の検討など、DMAT派遣の仕組みを検討する。

【活動状況】

- ・ 2月に部会員が決定しましたので、活動要領の策定に向けて検討を進めています。

3. その他の取組

○各病院が実施する院内訓練への他病院DMATの参加促進

- ・ 各病院のDMATが自病院の訓練だけでなく、他病院の訓練に参加することは、DMATの訓練機会の確保やDMAT同士の連携強化にとって有効なことから、他病院の訓練情報を共有し、他病院のDMAT参加を促進します。
- ・ 平成30年度は、9月2日に実施された三重中央医療センター主催の訓練に他病院のDMATが参加し、DMAT活動拠点本部の設置、院内災害対策本部との連携訓練を実施しました。

三重DMAT・SCU連絡協議会設置要綱

(名称)

第1条 この協議会は、三重DMAT・SCU連絡協議会(以下「協議会」という。)と称する。

(設置目的)

第2条 協議会は、三重DMATの活動や広域医療搬送拠点臨時医療施設(SCU)の運営等について、関係者間で協議することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次の事項に関する事務を所掌する。

- (1) 三重DMATの活動および運用に関すること。
- (2) 三重DMATの訓練・研修に関すること。
- (3) 三重県内のSCUの運営や資機材管理等に関すること。
- (4) その他三重DMATの活動に関し必要と認められる事項

(構成員等)

第4条 協議会は、別表に定める者をもって構成する。

- 2 協議会は、構成団体の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員が協議会に出席できない場合には、当該構成員の所属する機関においてその職務を代理する者を会議に出席させることができる。
- 4 協議会は、必要に応じて、専門的知見を有する者をアドバイザーとして招請し意見を聞くことができる。
- 5 別表に掲げる構成員以外の者が会議の傍聴を求めた場合、協議会で協議のうえ、傍聴の可否を決定する。

(役員)

第5条 協議会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 世話人 18名以下
- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 世話人(会長及び副会長を含む)は世話人会を構成し、会務を運営する。

(役員を選出と任期)

第6条 世話人の構成は次のとおりとし、当該団体からの推薦により選出する。

(1)災害拠点病院から各1名まで

(2)防災関係機関から各1名まで

2 世話人の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 会長及び副会長は、世話人間の協議により世話人の中から選出する。協議が整わない場合は、世話人による多数決により選出する。なお、任期は2年とし、再任を妨げない。

(世話人会)

第7条 世話人会は、会長が招集し、協議会の運営に関し必要な事項を協議する。

(協議会の開催)

第8条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

(作業部会の設置)

第9条 協議会は、協議会の目的を達成するため、検討課題に応じた作業部会を設置することができる。

2 作業部会は前項で規定された課題について検討を行う。

3 作業部会の構成員は世話人会で決定する。

(細則)

第10条 本要綱の目的を達成するために必要な細則は別に定める。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、三重県医療保健部地域医療推進課において処理する。

附 則

本要綱は、平成23年3月10日から施行する。

本要綱は、平成30年7月27日から施行する。

【別表】

区分	構成団体	構成員
災害医療 関係機関	災害拠点病院(15)	三重 DMAT 隊員、担当者
	災害医療支援病院(7)	担当者
	日本赤十字社三重県支部	担当者
防災関係 機関	陸上自衛隊第 33 普通科連隊	担当者
	三重県消防長会	担当者
	三重県警察本部	担当者
行政関係 部署	三重県防災対策部	担当者
	三重県医療保健部	担当者
	県内保健所(9)	担当者